

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2022年 7月 26日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市東山区一橋野本町11-1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 三洋化成工業株式会社 代表取締役社長 樋口 章憲			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	282 台	3 台	18 台	285 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	370 台	2 台	13 台	369 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	79.5	キログラム	60.9	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	19.59	キログラム	17.13	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・所有しているフロン含有機器の一覧表を作成し、担当者が随時情報を更新するなど、適切に管理している。 ・一覧表と併せて点検表を作成し、法で定められた点検が抜け落ちなく実施されている事を確認している。			
	廃棄時	・フロン排出抑制法に従い、破壊証明が充填回収業者から交付され、回収フロンが適切に処理されたことを確認している。 ・引取業者に廃棄証明書の発行依頼をし、廃棄後3年間は、点検記録簿および廃棄証明書を保存している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・フロン排出抑制法に従った点検を実施している。			
	廃棄時	・フロン排出抑制法に従い、破壊証明が充填回収業者から交付され、回収フロンが適切に処理されたことを確認している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・業務用エアコンを更新する際には、地球温暖化係数がより低い代替フロンを使用した製品に更新していく。 ・自販機、給茶機等の納入事業者に対しても、ノンフロン製品を設置してもらうよう促す。				
特記事項	・なし。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。